地　域　再　生　計　画

１　地域再生計画の名称

鳥と人が集うやずの森づくり計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県及び鳥取県八頭郡八頭町

３　地域再生計画の区域

鳥取県八頭郡八頭町の全域

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現況

八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接している。

また、周囲は扇ノ山などの 1,000ｍを超える山々に囲まれ氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海へ注いでいる。

この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けている。こうした地形を活かして古くから農林業が盛んで、現在も稲作を中心に梨、柿、りんごなどの果樹栽培も盛んに行われている。

八頭町は、平成 17 年３月 31 日に旧郡家町、旧船岡町及び旧八東町が合併し、新町として誕生した。平成 17 年 12 月に、「八頭町総合計画」を策定し、平成 27 年３月に「第２次八頭町総合計画」を策定した。

第２次八頭町総合計画は、将来像として「人が輝き　未来が輝くまち　八頭町～豊かな自然とともに　みんなでつくる　ふれあいのまち～」を掲げ、町民一人ひとりが地域への誇りと愛着を持ち、まちづくりを進めることで、無限の可能性を秘めた輝く未来への扉を開く、町民が主役のまち、八頭町を目指している。

４－２　地域の課題

本町は 1985 年をピークに人口が減少（合併時の 2005 年と比べ 2020 年で 18％減少）しており、集落機能の弱体化など地域活力の低下は、農・林・商・工業等の後継者不足や地域福祉の後退を招くことになり、地域ぐるみでの対応が緊急の課題となっている。

本町には豊かな自然を利用した森林レクリエーション施設等の観光拠点が整備され、特に、扇ノ山周辺には希少な猛禽類や多種多様な鳥類が生息しており、バードウォッチング等で県内外から多くの方が森林レクリエーション施設ふるさとの森を訪れている。しかし、これらの拠点間もネットワーク化されているものの、その一部は安全な通行が危惧される状況となっており、道路施設の機能向上が大きな課題となっている。

林業では、木材価格の低迷、林業の担い手不足や高齢化等により生産活動の停滞から十分な森林管理ができていない状況である一方、本町でも戦後の復興・拡大造林期(昭和 30 年代～40 年代)に植林されたスギやヒノキの人工林が多く分布している。

町の森林面積は 16,559ha であり、そのうち民有林面積が 15,745ha で、約半数の 8,074ha が人工林が占めており、利用可能な時期を迎えており、緊急に木材生産を目的とした間伐を中心とした森林施業を展開し、間伐材搬出等による収入を確保する取組が重要となってきている。

４－３　計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備することにより、これまでに整備してきた林道等の活用と併せ、県道、町道等を含めた林内路網の整備をすることにより、間伐等の森林施業を効率的に行うためのネットワーク化を図る。さらに、このネットワークを活用し、ふるさとの森や高原地帯の気候を活かした大根生産地域が災害発生時に孤立しないための機能について期待することができる。

また、町道丹比縦貫線（たんぴじゅうかん）については、道路施設の機能向上を図る改良することで、利用者の安全な通行と地域に点在する観光資源のネットワークが強化され、ふるさとの森とその他の観光施設間のアクセスが容易になることで観光客の増加が期待できる。これにより、氷ノ山後山那岐山国定公園付近にある、森林レクリエーション施設等を活かした「鳥と人が集うやずの森づくり計画」をテーマに地域の振興と活性化を目指すものである。

（目標１）林業の振興と森林整備の促進（森林施業面積の増加）
4.8ha/年（令和２～５年度の年平均）→5.2ha/年（令和７～11 年度の年平均）

（目標２）観光の振興（森林レクリエーション施設利用者の増加）
2,830 人/年（令和２～５年度の年平均）→3,110 人/年（令和７～11 年度の年平均）

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

地方創生道整備推進交付金により、林道嶽山線の開設と併せて作業道を整備し、路網の整備を図ることで間伐等を中心とした森林整備を促進し、森林施業の効率化と木材生産コストの低減が図られる。また、令和５年８月の台風７号による豪雨や近年の短期間の集中豪雨による災害時には、森林レクリエーション施設、大根生産地域の孤立の不安があり、災害発生時に孤立しないための機能が期待できる。

合わせて町道丹比縦貫線を整備することにより、観光拠点を結ぶネットワークとしての効率的な道路網を構築することにより、拠点間の移動時間の短縮を図り、観光資源をつなぎアクセス改善による観光資源の活性化を図るとともに、当路線を利用した農林産物の運搬車両等やその他利用者の利便性の向上による地域の活性化が期待できる。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

（１）地方創生道整備推進交付金【Ａ3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・町道　道路法に規定する町道に認定済み。（　）内は認定年月日。
　町道丹比縦貫線　（昭和 56 年３月 30 日）
・林道　森林法による千代川地域森林計画（令和３年 12 月 23 日策定）に路線を記載。
　林道嶽山線

[施設の種類]　　[事業主体]

・町　道　　八頭町
・林　道　　鳥取県

[事業区域]

・八頭町

[事業期間]

・町　道　令和 7 年度～令和 11 年度
・林　道　令和 7 年度～令和 11 年度

[整備量及び事業費]

・町道 1.5ｋｍ、林道 0.9 ｋｍ
・総事業費　480,000 千円（うち交付金 240,000 千円）
　　町道　　80,000 千円（うち交付金　40,000 千円）
　　林道　400,000 千円（うち交付金 200,000 千円）

［事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法］

（令和/年度）	基準年	R７	R８	R９	R10	R11
指標１ 森林整備の促進 森林施業面積の増加（ha/年）	4.8ha （R２～５年度の年平均）	4.8ha （R７年度）	4.9ha （R７～８年度の年平均）	5.0ha （R７～９年度の年平均）	5.1ha （R７～10年度の年平均）	5.2ha （R７～11年度の年平均）
指標２ 観光の振興 森林レクリエーション施設利用者の増加（人/年）	2,830人 （R２～５年度の年平均）	2,880人 （R７年度）	2,940人 （R７～８年度の年平均）	3,000人 （R７～９年度の年平均）	3,050人 （R７～10年度の年平均）	3,110人 （R７～11年度の年平均）
指標３ アクセス時間の改善						
町道からふるさとの森往復時間短縮（分）	27分 （R５）	27分 （R７）	27分 （R８）	26分 （R９）	26分 （R10）	25分 （R11）

指標１：毎年度終了後に鳥取県職員が鳥取県の森林環境保全整備事業データ等により森林整備面積の実績を速やかに把握する。
指標２：毎年度終了後に八頭町職員が必要な利用客数調査等を行い、速やかに状況を把握する。
指標３：毎年度終了後に八頭町職員が必要な所用時間を計測し、速やかに状況を把握する。

［事業が先導的なものであると認められる理由］

（政策間連携）

町道及び林道を一体的に整備することにより、林業生産コストの削減、林業従事者の就業環境の改善と森林整備の促進が早期かつ同時期に発現でき、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

林道嶽山線の整備は、鳥取県国土強靭化地域計画に記載された事業である。

（デジタル社会の形成への寄与）

ICT施工技術を用いて土工等の効率化を実践し、生産性の向上を図っていく。

具体的には、林道において、起工測量、施工、出来形管理等においてICTを活用することとしており、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

また、町道において、スマートフォンのアプリを活用した災害情報等を共有する態勢を整えつつあり、道路の維持管理費の削減にさらなる活用が期待される。

５－３　その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「鳥と人が集うやずの森づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

（１）森林環境税（森林環境譲与税）を活用した事業

内　　容　森林環境税（森林環境譲与税）を活用して間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を推進する。（総務省・林野庁支援事業）

実施主体　八頭町、森林所有者、森林組合等

実施期間　令和７年４月～令和 12 年３月

（２）森林環境保全整備事業

内　　容　面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。（林野庁支援事業）

実施主体　森林所有者、森林組合等

実施期間　令和７年４月～令和 12 年３月

（３）間伐材搬出等事業

内　　容　森林所有者、森林組合、素材生産業者等が間伐を行った間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷または販売した間伐材に対して搬出に要する経費の助成を行う。（鳥取県支援事業）

実施主体　森林所有者、森林組合、素材生産業者ほか

実施期間　令和７年４月～令和 12 年３月

（４）国道 29 号周辺地域振興事業

内　容　　国道 29 号周辺地域の振興を図り、近年増加している有害鳥獣肉の活用策としてジビエの特産品化を進める。（八頭町単独事業）

実施主体　八頭町

実施期間　令和７年４月～令和 12 年３月

６　計画期間

令和７年度～令和 12 年度

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

４に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終

了後に鳥取県及び八頭町が７－２に示す指標とする数値の収集方法によりデータを集計し、速やかにその状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、鳥取県の森林環境保全整備事業データを用い、中間評価、事後評価の際には、目標達成状況及び事業効果について、共同で評価する。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和６年度 （基準年度）	令和９年度 （中間年度）	令和 11 年度 （最終目標）
目標１ 森林施業面積の増加	（R２～R５年度の年平均） 4.8ha/年	（R７～R９年度の年平均） 5.0ha/年	（R７～R11 年度の年平均） 5.2ha/年
目標２ 森林レクリエーション施設利用者の増加	（R２～R５年度の年平均） 2,830 人/年	（R７～R９年度の年平均） 3,000 人/年	（R７～R11 年度の年平均） 3,110 人/年

（指標とする数値の収集方法）

項　　目	収集方法
森林施業面積の増加	鳥取県の森林環境保全整備事業データより
森林レクリエーション施設利用者の増加	八頭町の利用実績データより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

１．事業の進捗状況

２．総合的な評価や今後の方針

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

４に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（鳥取県、八頭町のホームページ）の利用により公表する。